

セルフメディケーション（自主服薬）推進のための スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進め、医療費の増大を抑制する観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用について、年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除する。

※薬局・ドラッグストアなどで、医師の処方箋なしで購入できる医薬品をOTC薬という。（OTCは、“Over The Counter”の略）

そのうち、「スイッチOTC薬」とは、これまで医師の処方箋がなければ使用できなかった医療用医薬品の中から、使用実績があり、副作用の心配が少ないなどの要件を満たした医薬品を、薬局などで処方箋なしで購入できるよう認可されたもの。

対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など。

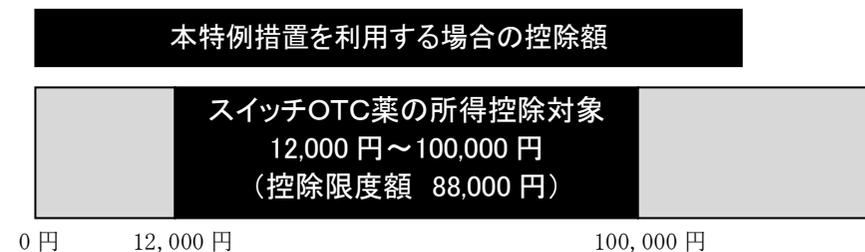
○本特例の適用要件

次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）を受けていることを要件とする。

特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査（いわゆる人間ドック等）、がん検診

○所得控除の概要

1年間（1月1日から12月31日）に世帯で購入した
スイッチOTC薬の購入金額が合計で12,000円を超える
場合に、88,000円を限度に総所得金額等から控除される。



※本特例の適用を受けるには、医療費控除の適用を受けることができず、
医療費控除の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることができない。